

経営改善支援資金

(ア) 融資条件等

令和7年4月1日現在

融 資 対 象 者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの ※ 融資の申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。 (2) よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの ※ 融資の申込みを行う年度中によろず支援拠点に相談し、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。 (3) 国の事業再構築補助金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの (4) 国の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うもの ※ (3)及び(4)については、融資の申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の事業実施期間内（事業再構築補助金については補助事業実施期間内）であるものを含む。 (5) 前年度と比較して、当年度の事業者内の最低賃金を3%以上引き上げたもの									
使 途	運転資金・設備資金									
融 資 限 度 額	5,000 万円									
利 率	1年以内：年 1.75%， 1年超3年以内：年 1.95%， 3年超5年以内：年 2.05% 5年超7年以内：年 2.25%， 7年超10年以内：年 2.35%									
保 証 料 率	保証機関が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。(単位：%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.58	1.43	1.23	1.03	0.83	0.68	0.48	0.28	0.13
	※ 上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年 0.83%）となります。									
	※ 担保の提供がある場合は、0.1%引き下げます。 ※ 鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は0.1%引き下げます。適用を受けるには、登録証の写し、宣言の写し又は認定証の写しが必要です。									
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）									
償 還 方 法	毎月均等分割									
申 込 先	各商工会議所、各商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関									
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫 （県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）									
融 資 申 込 に 必 要 な 書 類	◇中小企業制度資金融資申込書（県要綱第1号様式） ◇信用保証委託申込書 ◇県民税及び市町村民税の納税証明書 ◇早期経営改善計画策定支援事業の計画策定費用支払通知書の写し（融資対象者(1)の場合） ◇早期経営改善計画策定支援事業を利用して作成した計画書の計画期間が分かるページの写し（融資対象者(1)のうち、融資申込年度の前年度以前に計画を作成している場合） ◇経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者(2)の場合） ◇事業再構築補助金の交付決定通知書の写し（融資対象者(3)の場合） ◇業務改善助成金の交付決定通知書の写し（融資対象者(4)の場合） ◇経営改善支援資金（貸上げ関連）融資対象該当届出書（県要領様式）（融資対象者(5)の場合） ◇鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し ◇パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し ◇かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し ◇その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類									

- 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。
- 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

(イ) 融資の流れ

